



発行 新潟県

第11号

平成27年2月10日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 132 管理理容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 133 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 134 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定更新（障害福祉課）
- 135 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止（障害福祉課）
- 136 農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）
- 137 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 138 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 139 平成26年度地籍調査事業計画の変更（農村環境課）
- 140 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 141 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

## 公 告

新潟県農業大学の学生募集（経営普及課）

## 告 示

## ◎新潟県告示第132号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成27年2月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 講習会の主催者の名称及び住所  
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター（理事長 小早川 隆敏）  
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地  
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 講習会担当  
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 3 講習会場、講習日程及び講習科目
  - (1) 講習会場の名称及び所在地  
興和ビル  
新潟県新潟市中央区新光町6-1
  - (2) 講習日程及び講習科目  
第1日（9月28日）公衆衛生（4時間）  
衛生管理（2時間）  
第2日（10月5日）衛生管理（6時間）  
第3日（10月6日）衛生管理（6時間）
- 4 受講資格  
平成27年8月14日までに、理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事したものであること。
- 5 受講料

1人 18,000円

## ◎新潟県告示第133号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成27年2月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 講習会の主催者の名称及び住所  
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター(理事長 小早川 隆敏)  
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地  
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 講習会担当  
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 3 講習会場、講習日程及び講習科目
  - (1) 講習会場の名称及び所在地  
興和ビル  
新潟県新潟市中央区新光町6-1
  - (2) 講習日程及び講習科目  
第1日(9月28日) 公衆衛生(4時間)  
衛生管理(2時間)  
第2日(10月5日) 衛生管理(6時間)  
第3日(10月6日) 衛生管理(6時間)
- 4 受講資格  
平成27年8月14日までに、美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事したものであること。
- 5 受講料  
1人 18,000円

## ◎新潟県告示第134号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定を次のとおり更新した。

平成27年2月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
大橋薬局ひがし店	柏崎市東本町1-4-29	精神通院医療	平成27年2月1日
有限会社誠和調剤薬局吉田店	燕市吉田本所74-1	精神通院医療	平成27年2月1日

## ◎新潟県告示第135号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63条の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年2月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
----	-----	-----------	-------

あい薬局御幸町店	新発田市御幸町4-6-2	精神通院医療	平成27年2月1日
----------	--------------	--------	-----------

## ◎新潟県告示第136号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成27年2月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	63者	薦川字水上414番2ほか797筆 102.3ha
関川村	3者	大字上関1090番1ほか5筆 0.9ha
新発田市	74者	佐々木字中ノ割1140番ほか698筆 85.6ha
阿賀野市	24者	上中野目字石船戸278番ほか167筆 20.2ha
胎内市	3者	鍛江字杓子林7番1ほか22筆 2.8ha
聖籠町	3者	大字藤寄字藤寄3028番ほか23筆 2.4ha
新潟市	159者	北区濁川3121番8ほか3,783筆 319.9ha
五泉市	3者	論瀬字久作1363番ほか39筆 3.1ha
三条市	4者	長沢字坊所161番1ほか42筆 3.0ha
燕市	41者	国上字長辰9486番ほか819筆 109.3ha
田上町	8者	字吉田新田181番ほか62筆 6.9ha
弥彦村	4者	大字境江字中杓229番ほか4筆 1.0ha
長岡市	175者	大字蓮花寺字吉ヶ谷3241番ほか1,842筆 178.2ha
見附市	23者	大字細越1丁目1180番1ほか168筆 26.1ha
小千谷市	20者	大字片貝町字北池津11794番ほか165筆 20.0ha
出雲崎町	3者	大字川西字山ノ谷631番1ほか68筆 1.8ha
魚沼市	62者	吉水字谷内1867番ほか1,042筆 106.0ha
南魚沼市	64者	浦佐6797番2ほか585筆 63.8ha
湯沢町	1者	大字土樽字原道1381番ほか10筆 1.0ha
十日町市	46者	東下組山中2989番1ほか654筆 62.8ha
柏崎市	3者	大字土合新田字中才見167番ほか30筆 4.2ha
上越市	16者	清里区東戸野字百五十刈3402番ほか148筆 20.0ha
妙高市	8者	西野谷字川原1177番ほか99筆 10.8ha
糸魚川市	25者	日光寺字川原576番1ほか151筆 14.7ha
佐渡市	43者	羽茂村山664番2ほか1,493筆 232.2ha
合計	878者	12,941筆 1,398.9ha

## 2 申請年月日

平成27年2月2日

## 3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課  
 新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課  
 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課  
 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課  
 新潟県新潟地域振興局新津農業振興部企画振興課  
 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課  
 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課  
 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課  
 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課  
 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課  
 新潟県柏崎地域振興局農業振興部企画振興課  
 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課  
 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課  
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画案に対する意見書の提出について」によること。

◎新潟県告示第137号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する第52条第1項の規定により、五十嵐久雄ほか24名から申請のあった換地計画について、同法第96条において準用する第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、平成27年2月12日から平成27年3月11日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年2月10日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の 所在・名称	地 区 名 (換地区名)	事 業 名	縦覧の書類	縦覧の場所
阿賀野市 五十嵐久雄 ほか24名	小島村下 (全換地区)	区画整理（非補助）	換地計画書 の写し	阿賀野市役所

- この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に新潟県新発田地域振興局長に申し出ることができる。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第138号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する第52条第1項の規定により、水留克栄ほか117名から申請のあった換地計画について、同法第96条において準用する第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、平成27年2月12日から平成27年3月11日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年2月10日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の 所在・名称	地 区 名 (換地区名)	事 業 名	縦覧の書類	縦覧の場所
阿賀野市 水留克栄 ほか117名	前島 (全換地区)	区画整理（非補助）	換地計画書 の写し	阿賀野市役所

- この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に新潟県新発田地域振興局長に申し出ることができる。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第139号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成26年度地籍調査事業計画（平成27年1月20日新潟県告示53号）を次のとおり変更する。

平成27年2月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第05-16計画区・第06-16計画区・第06-17計画区・第06-18計画区・第02-19-3計画区・第02-22-1計画区・第03-20-2計画区・第03-26-1計画区・第14-13-1計画区及び第09-14-1計画区	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
新発田市	新発田市の第2計画区及び第3計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第24計画区・第26計画区及び第28計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第4計画区・市街第5計画区・市街第6計画区・市街第7計画区・市街第8計画区及び市街第9計画区	〃
見附市	見附市の第3計画区・第4計画区及び第5計画区	〃
村上市	村上市の朝第29計画区・朝第30計画区・朝第31計画区・朝第32計画区・朝第33計画区・神第30計画区・神第31計画区・神第32計画区及び神第33計画区	〃
燕市	燕市の第37計画区・第38計画区及び第40計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第19計画区及び第21計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第35計画区・第36-1計画区及び第36-2計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第49計画区及び第50計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第14-1計画区・第14-2計画区・第53計画区・第57-1計画区・第S10計画区・第S11計画区・第S12計画区・第S13計画区及び第S15計画区	〃
湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第1-1計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第6計画区・第7計画区・第8計画区及び南魚沼市計画区	〃

胎内市	胎内市の第38計画区・第40計画区・第41計画区・第42計画区・第43計画区及び第44計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第35計画区及び第36計画区	〃
田上町	田上町の第1計画区及び第2計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第1計画区・第2計画区・第3計画区及び第4計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第102-1計画区・第102-2計画区及び第102-3計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第09計画区・第10計画区・第11-1計画区及び第12計画区	〃
関川村	関川村の第14-2計画区・第14-3計画区・第14-4計画区・第14-5計画区・第14-6計画区・第15-1計画区及び第15-2計画区	〃

## ◎新潟県告示第140号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年2月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柄沢(1)地区	五泉市柄沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柄沢(2)地区	五泉市柄沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上の入川地区	五泉市柄沢	次の図のとおり	土石流
柄沢(1)地区	五泉市柄沢	次の図のとおり	土石流
大沢(1)地区	五泉市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢(2)地区	五泉市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

大沢(1)地区	五泉市大沢	次の図のとおり	土石流
川内地区	五泉市川内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川内(1)地区	五泉市川内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺川(1)地区	五泉市川内	次の図のとおり	土石流
寺川(2)地区	五泉市川内	次の図のとおり	土石流
川内(1)地区	五泉市川内	次の図のとおり	土石流
中丸 1 地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中丸 2 地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中丸 4 地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中丸 5 地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中丸 6 地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中丸 7 地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽場地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
亀徳地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
刈羽(1)地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
刈羽(2)地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
刈羽(3)地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
刈羽(4)地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽場地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	土石流
前の沢(1)地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	土石流
前の沢(3)地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	土石流
前の沢(5)地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	土石流
宮畑沢地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	土石流
十二沢地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	土石流

勘兵衛沢(1)地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	土石流
勘兵衛沢(2)地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	土石流
勘兵衛沢(3)地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	土石流
十二社沢川地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	土石流
二本松沢地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	土石流
刈羽(1)地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	土石流
刈羽(2)地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	土石流
刈羽(3)地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	土石流
刈羽(4)地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	土石流
刈羽地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	地すべり
水戸野沢地区	五泉市水戸野	次の図のとおり	土石流
大門先1地区	五泉市熊沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大門先2地区	五泉市熊沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊沢(1)地区	五泉市熊沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺入地区	五泉市熊沢	次の図のとおり	土石流
鴻沢地区	五泉市熊沢	次の図のとおり	土石流
熊沢(1)地区	五泉市熊沢	次の図のとおり	土石流
夏針甲地区	五泉市夏針	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夏針乙地区	五泉市夏針	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夏針丙地区	五泉市夏針	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神明入川地区	五泉市夏針	次の図のとおり	土石流
神明沢地区	五泉市夏針	次の図のとおり	土石流
夏針沢地区	五泉市夏針	次の図のとおり	土石流
宮の沢地区	五泉市夏針	次の図のとおり	土石流



城沢地区	五泉市夏針	次の図のとおり	土石流
夏針(1)地区	五泉市夏針	次の図のとおり	土石流
夏針(2)地区	五泉市夏針	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新潟地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
物見山 1 地区	新潟市東区物見山 2 丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
物見山 2 地区	新潟市東区物見山 2 丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
内野上新町－1 地区	新潟市西区内野上新町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
内野上新町－2 地区	新潟市西区内野上新町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
内野上新町東地区	新潟市西区内野上新町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新潟地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 3 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
文納地区	長岡市文納	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
文納(3)地区	長岡市文納	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
文納沢地区	長岡市文納	次の図のとおり	土石流
上檜出地区	長岡市上檜出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上檜出(2)地区	長岡市上檜出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上檜出(3)地区	長岡市上檜出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上檜出(5)地区	長岡市上檜出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上檜出(4)地区	長岡市上檜出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上檜出(6)地区	長岡市上檜出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上檜出(7)地区	長岡市上檜出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上檜出(8)地区	長岡市上檜出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上檜出(9)地区	長岡市上檜出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上檜出(10)地区	長岡市上檜出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上檜出(11)地区	長岡市上檜出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上檜出(12)地区	長岡市上檜出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田中沢川地区	長岡市上檜出	次の図のとおり	土石流
上檜出(1)地区	長岡市上檜出	次の図のとおり	土石流
上檜出(2)地区	長岡市上檜出	次の図のとおり	土石流
上檜出(3)地区	長岡市上檜出	次の図のとおり	土石流
上檜出(4)地区	長岡市上檜出	次の図のとおり	土石流
上檜出(5)地区	長岡市上檜出	次の図のとおり	土石流
上檜出(6)地区	長岡市上檜出	次の図のとおり	土石流
上檜出(7)地区	長岡市上檜出	次の図のとおり	土石流
向山地区	長岡市上檜出	次の図のとおり	地すべり
鴉ヶ島地区	長岡市鴉ヶ島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鴉ヶ島(2)地区	長岡市鴉ヶ島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鴉ヶ島(3)地区	長岡市鴉ヶ島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鴉ヶ島(4)地区	長岡市鴉ヶ島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鴉ヶ島地区	長岡市鴉ヶ島	次の図のとおり	土石流
人面地区	長岡市人面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
人面(3)地区	長岡市人面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
人面(2)地区	長岡市人面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
人面(4)地区	長岡市人面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
人面沢地区	長岡市人面	次の図のとおり	土石流
人面(1)地区	長岡市人面	次の図のとおり	土石流

人面(2)地区	長岡市人面	次の図のとおり	土石流
楡原地区	長岡市楡原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
楡原(3)地区	長岡市楡原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
楡原(4)地区	長岡市楡原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
楡原(1)地区	長岡市楡原	次の図のとおり	土石流
楡原(2)地区	長岡市楡原	次の図のとおり	土石流
楡原(3)地区	長岡市楡原	次の図のとおり	土石流
新栄町・上楡原地区	長岡市新栄町、楡原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤巻東地区	三島郡出雲崎町大字藤巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤巻北(1)地区	三島郡出雲崎町大字藤巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤巻南地区	三島郡出雲崎町大字藤巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤巻北(2)地区	三島郡出雲崎町大字藤巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤巻(1)地区	三島郡出雲崎町大字藤巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤巻(2)地区	三島郡出雲崎町大字藤巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉川地区	三島郡出雲崎町大字吉川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉川東(2)地区	三島郡出雲崎町大字吉川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉川(2)地区	三島郡出雲崎町大字吉川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉川(3)地区	三島郡出雲崎町大字吉川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉川(4)地区	三島郡出雲崎町大字吉川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉川(5)地区	三島郡出雲崎町大字吉川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉川北地区	三島郡出雲崎町大字吉川	次の図のとおり	土石流
吉川南地区	三島郡出雲崎町大字吉川	次の図のとおり	土石流
吉川西地区	三島郡出雲崎町大字吉川	次の図のとおり	土石流
吉川(1)地区	三島郡出雲崎町大字吉川	次の図のとおり	土石流

吉川(2)地区	三島郡出雲崎町大字吉川	次の図のとおり	土石流
吉川地区	三島郡出雲崎町大字吉川	次の図のとおり	地すべり
天納地区	長岡市川口相川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
相川(1)地区	長岡市川口相川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
相川(2)地区	長岡市川口相川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
相川(3)地区	長岡市川口相川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
相川(4)地区	長岡市川口相川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
相川(5)地区	長岡市川口相川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和田入川地区	長岡市川口相川	次の図のとおり	土石流
木沢(1)地区	長岡市川口木沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木沢(2)地区	長岡市川口木沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木沢(3)地区	長岡市川口木沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木沢(4)地区	長岡市川口木沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木沢(5)地区	長岡市川口木沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木沢(6)地区	長岡市川口木沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木沢(7)地区	長岡市川口木沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木沢(1)地区	長岡市川口木沢	次の図のとおり	土石流
二子山地区	長岡市川口木沢	次の図のとおり	地すべり
中新田地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新敷地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西川口地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒屋地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
相川口(2)地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
相川口地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

西倉西地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西倉南地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西川口(2)地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西川口(4)地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西川口(5)地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西川口(6)地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西川口(7)地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西川口(8)地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西川口(10)地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西川口(11)地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西川口(12)地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西川口(13)地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢入川地区	長岡市西川口	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 4 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
枇杷島(1)地区	柏崎市大字枇杷島	次の図のとおり	土石流
枇杷島(2)地区	柏崎市大字枇杷島	次の図のとおり	土石流
三島町(1)地区	柏崎市大字枇杷島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三島町(2)地区	柏崎市大字枇杷島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鯨波地区	柏崎市鯨波二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤坂町(2)地区	柏崎市赤坂町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新赤坂(1)地区	柏崎市新赤坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新赤坂(2)地区	柏崎市新赤坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新赤坂(3)地区	柏崎市新赤坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

新赤坂(4)地区	柏崎市新赤坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新赤坂(2)地区	柏崎市新赤坂	次の図のとおり	土石流
新赤坂(3)地区	柏崎市新赤坂	次の図のとおり	土石流
新赤坂(1)地区	柏崎市新赤坂	次の図のとおり	土石流
新赤坂(4)地区	柏崎市新赤坂	次の図のとおり	土石流
新赤坂(5)地区	柏崎市新赤坂	次の図のとおり	土石流
鯨波(4)地区	柏崎市大字鯨波	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 5 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
有間川(1)地区	上越市大字有間川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松場地区	上越市大字有間川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
有間川(2)地区	上越市大字有間川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
有間川地区	上越市大字有間川	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第141号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年2月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柄沢(1)地区	五泉市柄沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柄沢(2)地区	五泉市柄沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上の入川地区	五泉市柄沢	次の図のとおり	土石流
柄沢(1)地区	五泉市柄沢	次の図のとおり	土石流

大沢(1)地区	五泉市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢(2)地区	五泉市大沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢(1)地区	五泉市大沢	次の図のとおり	土石流
川内地区	五泉市川内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川内(1)地区	五泉市川内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中丸 1 地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中丸 2 地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中丸 4 地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中丸 5 地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中丸 6 地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中丸 7 地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽場地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
亀徳地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
刈羽(2)地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
刈羽(3)地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
刈羽(4)地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽場地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	土石流
前の沢(1)地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	土石流
宮畑沢地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	土石流
勘兵衛沢(1)地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	土石流
十二社沢川地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	土石流
二本松沢地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	土石流
刈羽(1)地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	土石流
刈羽(3)地区	五泉市刈羽	次の図のとおり	土石流

水戸野沢地区	五泉市水戸野	次の図のとおり	土石流
大門先1地区	五泉市熊沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大門先2地区	五泉市熊沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊沢(1)地区	五泉市熊沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺入地区	五泉市熊沢	次の図のとおり	土石流
鴻沢地区	五泉市熊沢	次の図のとおり	土石流
熊沢(1)地区	五泉市熊沢	次の図のとおり	土石流
夏針甲地区	五泉市夏針	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夏針乙地区	五泉市夏針	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夏針丙地区	五泉市夏針	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神明沢地区	五泉市夏針	次の図のとおり	土石流
夏針沢地区	五泉市夏針	次の図のとおり	土石流
宮の沢地区	五泉市夏針	次の図のとおり	土石流
城沢地区	五泉市夏針	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新潟地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
内野上新町－1地区	新潟市西区内野上新町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
内野上新町－2地区	新潟市西区内野上新町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新潟地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 3 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上樫出地区	長岡市上樫出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊



上櫛出(2)地区	長岡市上櫛出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上櫛出(3)地区	長岡市上櫛出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上櫛出(5)地区	長岡市上櫛出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上櫛出(4)地区	長岡市上櫛出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上櫛出(6)地区	長岡市上櫛出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上櫛出(7)地区	長岡市上櫛出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上櫛出(8)地区	長岡市上櫛出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上櫛出(9)地区	長岡市上櫛出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上櫛出(10)地区	長岡市上櫛出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上櫛出(11)地区	長岡市上櫛出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上櫛出(12)地区	長岡市上櫛出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田中沢川地区	長岡市上櫛出	次の図のとおり	土石流
上櫛出(1)地区	長岡市上櫛出	次の図のとおり	土石流
上櫛出(4)地区	長岡市上櫛出	次の図のとおり	土石流
上櫛出(6)地区	長岡市上櫛出	次の図のとおり	土石流
鴉ヶ島地区	長岡市鴉ヶ島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鴉ヶ島(2)地区	長岡市鴉ヶ島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
人面地区	長岡市人面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
人面沢地区	長岡市人面	次の図のとおり	土石流
楡原地区	長岡市楡原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
楡原(3)地区	長岡市楡原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
楡原(4)地区	長岡市楡原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
楡原(1)地区	長岡市楡原	次の図のとおり	土石流
新栄町・上楡原地区	長岡市新栄町、楡原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

藤巻東地区	三島郡出雲崎町大字藤巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤巻北(1)地区	三島郡出雲崎町大字藤巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤巻南地区	三島郡出雲崎町大字藤巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤巻北(2)地区	三島郡出雲崎町大字藤巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤巻(1)地区	三島郡出雲崎町大字藤巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤巻(2)地区	三島郡出雲崎町大字藤巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉川地区	三島郡出雲崎町大字吉川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉川東(2)地区	三島郡出雲崎町大字吉川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉川(2)地区	三島郡出雲崎町大字吉川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉川(3)地区	三島郡出雲崎町大字吉川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉川(4)地区	三島郡出雲崎町大字吉川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉川(5)地区	三島郡出雲崎町大字吉川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉川北地区	三島郡出雲崎町大字吉川	次の図のとおり	土石流
吉川南地区	三島郡出雲崎町大字吉川	次の図のとおり	土石流
相川(1)地区	長岡市川口相川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
相川(3)地区	長岡市川口相川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木沢(1)地区	長岡市川口木沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木沢(2)地区	長岡市川口木沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木沢(3)地区	長岡市川口木沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木沢(4)地区	長岡市川口木沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木沢(5)地区	長岡市川口木沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木沢(7)地区	長岡市川口木沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西川口地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
相川口地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

西倉西地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西川口(4)地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西川口(6)地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西川口(8)地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西川口(11)地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西川口(12)地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西川口(13)地区	長岡市西川口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 4 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
枇杷島(1)地区	柏崎市大字枇杷島	次の図のとおり	土石流
三島町(1)地区	柏崎市大字枇杷島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三島町(2)地区	柏崎市大字枇杷島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鯨波地区	柏崎市鯨波二丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤坂町(2)地区	柏崎市赤坂町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新赤坂(1)地区	柏崎市新赤坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新赤坂(3)地区	柏崎市新赤坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新赤坂(4)地区	柏崎市新赤坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新赤坂(2)地区	柏崎市新赤坂	次の図のとおり	土石流
新赤坂(5)地区	柏崎市新赤坂	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 5 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

有間川(1)地区	上越市大字有間川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松場地区	上越市大字有間川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
有間川(2)地区	上越市大字有間川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

### 新潟県農業大学校の学生募集について(公告)

平成27年度の新潟県農業大学校の学生を下記により募集する。

平成27年2月10日

新潟県農業大学校長 畔上 恵子

#### 1 所在地

新潟県新潟市西蒲区巻甲12021

#### 2 募集人数

学科(卒業時、短期大学卒業同等資格(人事院規則による。))

学 科	募集人数	専攻部門
稲作経営科	10人程度	稲作
畜産経営科	2人程度	酪農、肉畜(肉用牛)
合 計	12人程度	

#### 3 修業年限

2年

#### 4 出願資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校の卒業生(平成27年3月卒業見込みを含む。)又は大学校長がこれと同等以上の学力を有すると認めた者
- (2) 平成27年4月1日時点でおおむね30歳以下の者で、自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者
- (3) 本校卒業後、新潟県内において就農(農業経営者のほか農業法人への就業等によるものを含む。)又は農業・農村地域の指導に携わる意志がある者

#### 5 出願書類

##### (1) 入校願書

写真(出願前3か月以内に撮影した正面上半身脱帽縦4.5センチメートル×横3.5センチメートル)は、裏面に氏名を記入し、写真貼付欄にのりつけること。

##### (2) 出身高等学校又は出身中等教育学校の調査書

卒業後年数が経過したため調査書の発行が不可能な場合は、卒業証明書を提出する。

また、最終学歴が高等学校又は中等教育学校以外の場合、最終出身学校の成績証明書もあわせて提出のこと。

##### (3) 営農状況等調査書

#### 6 出願期間

平成27年2月23日(月)～3月2日(月)

#### 7 出願方法

(1) 郵送又は持参によること。

(2) 郵送の場合、簡易書留とし、出願期間最終日の消印まで有効とする。

(3) 持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。(土曜日、日曜日及び祝日は受け付けをしない。)

#### 8 出願上の注意事項

- (1) 入校願書、受験票には、必ず第2志望の専攻名を記入すること。
  - (2) 受験票返送用として392円分の切手（簡易書留料含む。）を同封すること。
  - (3) 郵送で出願の場合、封筒の表に「入校願書（学科）在中」と朱書きし、簡易書留とする。
- 9 願書の提出先  
新潟県新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校長  
（郵便番号 953-0041 電話 0256-72-3141）
- 10 受験票  
受験票は、出願期間終了後、受験番号を付して出願者本人に郵送する。
- 11 受験料 2,200 円  
上記金額分の新潟県収入証紙を新潟県内の第四銀行、北越銀行、大光銀行、各信用金庫、各信用組合等で購入し、「入校願書」に貼付すること。ただし、消印等はしないこと。  
入校願書受付後は、理由のいかんを問わず受験料は返還しない。  
県外居住者で新潟県収入証紙を購入することが難しい場合は、ゆうちょ銀行または郵便局の定額小為替(2,200円分)を購入し、出願書類に同封すること。
- 12 入校試験  
(1) 日時  
平成27年3月10日(火) 午前8時50分から  
(2) 試験科目  
国語（現代文のみ）、数学Ⅰ、化学基礎又は生物基礎のうち1科目選択、適性検査及び面接
- 13 合格発表  
(1) 発表日時  
平成27年3月13日(金) 午前10時  
(2) 発表方法  
合格者の受験番号を本校正面玄関内（ホール）に掲示するとともに、本校ホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/nogyodai/>）ただし、公開は午前10時以降になる。）により発表する。  
あわせて、合格者には合格通知書及び入校応諾書のほか入校手続きに必要な書類を送付する。  
なお、不合格者には通知しない。
- 14 個人情報の開示等  
(1) 個人情報の開示  
新潟県個人情報保護条例に基づき、一般入校試験を受験した者は、口頭により以下の試験結果について開示請求することができる。  
ア 開示内容  
学科の一般入校試験の科目別（国語（現代文のみ）、数学Ⅰ、化学基礎又は生物基礎）得点  
イ 開示時期  
平成27年3月13日（金）から4月13日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（ただし、合格発表日は午前10時から午後4時まで）  
ウ 開示場所  
新潟県農業大学職員室（教育科）  
エ 請求方法  
受験者（本人に限る。）が受験票又は合格通知書を持参のうえ、開示場所にて口頭で請求すること。
- (2) 個人情報の利用  
出願時に本校が取得した氏名、住所その他個人情報は、次の目的以外には利用しない。  
ア 入校者選抜（出願処理、受験票発送、試験実施、成績処理等）、合格通知、入校手続案内、入校者選抜に係る調査・研究等の入校試験事務及びこれらに付随する業務  
イ 入校に伴う教務事務（学籍、修学指導等）、学生支援事務（健康管理、奨学資金申請、後援会等）、授業料等の収納事務及びこれらに付随する業務
- 15 入校手続  
合格者は、別に指定する期限までに入校応諾書を提出するとともに、必要な書類をそろえ、入校手続を行うこと。  
指定期限内に入校応諾書を提出しない場合は、合格を取り消すことがある。
- 16 入校料

本校に入校しようとする者は、入校手続きの際に5,650円を納付すること。

入校手続き完了後に入校を辞退した場合、納入した入校料及び書類は、理由のいかんを問わず返還しない。

17 授業料

月額6,900円を毎月25日までに納付すること。

なお、授業料の納付が困難と認められた場合、授業料を減免する制度がある。

18 その他経費

学生は、次の経費が必要となる。

教科書、実習用被服費等の諸経費、海外研修費、食費、学生寮で要する光熱水費、学生自治会費及び後援会費等の経費（1人年間約90万円）

19 就農予定者への修学資金の貸与

(1) 就農予定者で一定の貸与要件を満たす者は、選考により、在学中に次の資金を借り受けることができる。

ア 新潟県農業大学校修学資金

(ア) 貸与額

月額16,000円（予定）

(イ) 利子

無利子

(ウ) 貸与要件

a 卒業後、県内において就農を予定する者

b 学業成績が優秀である者

c 経済的に修学が困難な者

(エ) 卒業後に一定の要件のもと就農した場合は、返還免除を申請することができる。

20 奨学金

就農予定の有無にかかわらず、新潟県及びその他奨学金制度を設けている機関・団体が規定する基準・要件を満たす者は、選考により、在学中に奨学金を借り受けることができる。

21 学生寮への入寮

学科1学年は、原則として全寮制とする。

学科2学年は、希望により自宅からの通学を認める場合もある。

22 その他

募集要項及び出願書類等については、本校又は最寄りの農業普及指導センターへ請求すること。